



令和7年4月1日採用 市職員募集



- ▶ **職種** 技能労務職(給食調理員兼用務員)
- ▶ **勤務時間** 8:30～17:15(勤務場所により異なる)
- ▶ **募集人数** 4人程度
- ▶ **勤務場所** 市内小・中学校、保育園
- ▶ **応募資格** 次の全てを満たす方
 - 昭和49年4月2日～平成元年4月1日に生まれた方
 - 9月30日現在で調理業務の経験が3年以上あり、市内小・中学校、保育園の調理場で職場のリーダーとして勤務できる方(長期休み期間中は、市内小学校の放課後クラブで勤務する場合あり)
- ▶ **給与** 18万3370円(令和6年9月現在)
- ▶ **申込** 10/1(火)～31(木)(閉庁日を除く)に必要な書類を持参し、申込先へ。
申込時に面接を行うので、必ず本人が持参してください。

※詳細は、必ず募集要項をご確認ください。募集要項・提出書類などは、申込先・市ウェブサイトにて用意しています。

問・申込先 秘書人事課 ☎(85)3010



皆様のご意見を募集 パブリックコメントを実施します



- 第3次大府市環境基本計画(案)について、市民の皆さんの意見を募集します。
- ▶ **募集期間** 10/1(火)～30(水)(閉庁日・閉館日を除く。郵送は10/30の消印有効)
 - ▶ **閲覧場所** 環境課・各公民館・ミューいしがせ・市ウェブサイト
 - ▶ **意見書の提出方法** 氏名(法人・団体の場合は名称と代表者の氏名)・住所・意見を記入の上、郵便・FAX・メール・市ウェブサイトまたは提出先窓口へ。
 - ▶ **提出された意見への対応**
 - 策定中の改定案の参考にします。
 - 個々にお答えするなどの対応はしませんが、皆さんの意見をまとめて市ウェブサイトなどで総括的に回答します。
 - 個人情報を除いて公開する場合があります。

問・提出先 環境課 ☎(85)5335 FAX(47)9996 〒474-8701住所不要 ✉kankyo@city.obu.lg.jp



おめでとうございます

大府市表彰

市制54周年記念式典で、市の発展に寄与し、特にその功績が顕著であった方として、次の皆さんを表彰しました(敬称略)。

- 自治功労者表彰 濱嶋光(神田町)(写真中央右)
- 一般表彰 石井食品(株)(千葉県船橋市)(写真中央左)

秘書人事課 ☎(45)6211



1人暮らしの方の終活支援事業をさらに充実 「さくらplus」を開始します



10/1(火)から、1人暮らしで身寄りのない方などに向け、人生の最期での不安を軽減できるよう、従来の終活支援事業「さくらノート」「わたしのさくら登録」に、新たなサービス「さくらplus」を追加します。

- ▶ **サービス内容**
 - ① 葬儀・納骨などに関するサービス
さくらplus登録者に、葬儀・納骨などの生前相談に応じる葬祭事業者・法律専門職の情報を提供するほか、登録者の死後にあらかじめ指定された葬祭執行者に市が連絡し、円滑に葬儀などを行えるようにします。
 - ② 登録者の死後のペットの生活に関するサービス
さくらplus登録者に、ペット後見事業者を紹介し、飼い主亡き後のペットの生活環境を整えます。
 - ▶ **対象** 市内在住の1人暮らしで身寄りのない方など
 - ▶ **料金** 無料
 - ▶ **申込** 10/1(火)から申込先窓口へ。
- ※事前に「さくらノート」の記入と、福祉総合相談室で「わたしのさくら登録」の登録が必要。

問・申込先 福祉総合相談室 ☎(45)6219



【申請が必要です】 児童手当の制度を改正します



- 市では、令和6年10月分(12月支給)から児童手当の制度を改正します。
- ▶ **主な変更点**
 - 支給対象年齢を高校生年代(18歳到達後の最初の年度末)まで拡大
 - 所得制限を撤廃
 - 第3子以降の手当額を3万円に拡大
 - 第3子以降の算定に含める対象の年齢を大学生年代(22歳到達後の最初の年度末)まで拡大
 - 支給月を年6回(偶数月)に変更
 - ▶ **主に申請が必要な方**
 - 所得制限を超えているため、今まで児童手当の資格がなかった方
 - 末子が高校生年代のため、今まで児童手当の資格がなかった方
 - 現在、児童手当または特例給付を受けていて、こどもが3人以上で大学生年代がいる方
 - ▶ **申込** 10/31(木)までに必要書類を持参し、申込先へ。
- ※令和7年3月31日(月)までに申請があった場合は、10月分にさかのぼって支給します。制度改正により申請が必要になる方には、順次案内を送付します。

問・申込先 こども若者女性課 ☎(45)6229

市政へのご意見をお寄せください

皆さんの生の声をお聞きし、今後のまちづくりに反映していきます。ご意見を次の方法で、受け付けています。詳細は、市ウェブサイトをご覧ください。



問/企画広報戦略課 ☎(45)6214

市長への手紙



様式は、市役所1階総合案内・企画広報戦略課・各公民館にあります。

市長へのメール



市ウェブサイトの入力フォームから投稿ができます。

日常の疑問・質問を解決します

市ウェブサイトにて用意してある「よくある質問」「AIチャットボット」は、市民の皆さんから多数お寄せいただいた質問を集約して掲載しています。日々の暮らしの中で生じた疑問・質問などがありましたら、ぜひご活用ください。

よくある質問



キーワードやジャンルで検索することができます。

AIチャットボット



24時間対応で、AIが自動で回答します。